



令和6年度中山間地域コミュニティビジネス等起業者募集！！ ～起業資金貸与事業の随時募集開始について～

令和6年度（第1期）「中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与事業」の随時募集を開始します。

記

1 制度の概要

本市中山間地域に移住・定住して、コミュニティビジネス等を起業しようとする方に対し、最大100万円の起業資金を貸与する制度です。

この貸付金は、起業にかかる初期費用の負担軽減と移住促進を通じて、中山間地域の振興を図ることを目的としており、対象地域に3年間居住、かつ事業を継続実施すると返済が免除されます。

2 対象者

中山間地域(一部地域を除く)に移住する者、若しくは移住して3年未満の者

3 募集期間

令和6年6月3日（月）～ 令和6年12月13日（金）

4 その他

詳細はチラシをご確認ください

■コミュニティビジネスとは

中山間地域に移住し、地域の担い手として、地域課題の解決を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決し、収益が生じるもの

【例】宅配、移動販売、配食サービス、地域の特産品を使ったレストラン、
特産品の商品化 等